

# 地 域 再 生 計 画

## 1. 地域再生計画の名称

安全・安心な防災まちづくり「<sup>うまし</sup>美<sup>くに</sup>国おこし・三重」  
～大学と連携した自立・持続可能な災害に強いまちづくり～

## 2. 地域再生計画の作成主体の名称

三重県

## 3. 地域再生計画の区域

三重県の全域

## 4. 地域再生計画の目標

### 【計画の背景】

三重県は、太平洋沿岸における海溝型の巨大地震に過去幾度となく見舞われ、揺れと津波により甚大な被害を受けてきている。特に、志摩半島から熊野までの沿岸部は、日本有数のリアス式海岸であり、また、東南海地震等の想定震源域に近いことから、短時間で津波が襲来することが懸念されている。

このような中、平成14年に県内の一部市町が東海地震に係る地震防災対策強化地域に、平成15年には県内全域が東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域に指定された。これらの地震の発生確率については、東海地震はいつ発生してもおかしくないといわれており、東南海地震は今後30年のうちに60%～70%、南海地震は今後30年のうちに50%～60%という評価が出ている。さらに、これらの地震が同時又は時間差で発生する可能性もあり、同時に発生した場合には県内で約4,800人の死者が出ると想定している。

これらの状況から、県の地震防災対策については、平成14年度に「三重地震対策アクションプログラム」を策定し、平成16年度からは「三重県地震対策推進条例」を施行するなど、「自助」「共助」「公助」の役割を明確化し、総合的かつ計画的に地震対策を推進してきた。具体的には、地域防災計画被害想定の見直し、津波シミュレーションによる沿岸市町の浸水予測及び住民のタウンウォッチング等による津波避難計画の策定、次世代を担う子供たちへの防災教育など、地震防災に関する諸施策を市町や防災関係機関と連携しながら推進してきた。

また、大規模災害による被害を最小限に抑えるためには、地域における活動が極めて重要であることから、地域が主体となった「知る」「備える」「行動する」という活動が一層活発になるよう、多様な主体からなる防災ネットワークを構築し、地域特性を踏まえた防災対策を検討・実践しているところである。

さらに、近年、全国的に集中豪雨や台風による土砂災害等の風水害が多発しているが、本県においても、昭和34年の伊勢湾台風では死者・行方不明者1,281人という甚

大な被害を受けるなど、たびたび風水害に見舞われている。平成16年の台風21号による豪雨災害により死者・行方不明者10人、住宅被害約6,250世帯という大きな被害を被ったことは記憶に新しいところであり、道路の寸断等による中山間部の孤立の問題や、広域的な救援・受援体制構築の必要性を痛感したところである。

以上のことから、自然災害全般にわたる被害の未然防止や減災を図っていくには、「三重県地震対策推進条例」で掲げた「自助」「共助」「公助」の理念を継承し、国や市町、県民、自主防災組織、事業者、防災関係機関などとともに地域の防災力を向上させることが重要であることから、より一層災害に強い県土三重を目指して、平成21年3月25日に、自然災害全般にわたる「三重県防災対策推進条例」を公布・施行し、防災への取組を推進している。

### 【地域再生計画が目指すもの】

地域再生計画では、「地域防災力の向上」のため「防災に関する人材の育成」を推進することにより、減災に向けた取組を一層効果的に行うことを目指す。

また、防災対策推進条例の制定を機に、地震対策で築いた「自助」「共助」「公助」の理念のもと、減災施策に加えて風水害施策も展開し、防災全般にわたる安全・安心な地域づくりを目指すものである。

#### (1) 地域防災力向上による地域再生

防災対策は、その地域のニーズや特性を踏まえて検討・実践していくことが求められる。

中山間地域、特に東紀州地域の中山間地域においては、大都市圏からの交通アクセスが悪いなどの地理的条件から地域内への企業立地が少なく、若年層の大都市への流出が著しい。このことから、過疎化・高齢化が進みつつあり、地域内で活動する人材が不足し、地域の防災力、地域活力の低下が懸念されている。

このような地域を再生していくためには、地域が抱えるリスクに対応し、安心して暮らすことができるようにしていくと同時に、地域の「共助」を深め、災害時の被災リスクを地域住民の絆により減らすための、仕組みづくりが必要である。

そのために、地域の企業や自主防災組織等の多様な主体が、地域横断的な防災コミュニティを構築して、地域主導の「地域再生」を実現していくことが重要である。

#### (2) 人材育成の必要性

本計画においては、このような観点から、地域の多様な主体による防災活動を活発化することにより、安全・安心で元気な地域が形成されるという「地域再生」を目指すものであり、その手段として地域の防災活動をリードする人材を育成する。

なお、地域防災力を担うため、「自助」や、自主防災組織や企業などの「共助」による防災力を担う人材のみならず、地域全体さらには他地域との防災活動をコーディネートできる人材など様々な分野で活動する人材が求められている。

また、人材育成の講座を実施する際に蓄積されたテーマ研究の成果や家屋の耐震化等のコンテンツは、防災意識の高揚に効果的であり、育成された人材により、地

域や企業での防災啓発において活用されている。

### 【地域再生計画が目指す目標数】

「<sup>うま</sup>美し国おこし・三重」の取組を推進する中で、防災に係る自立・持続可能な地域づくりを実施することにより、予想される大規模災害を「減災」する、災害に強いまちづくりを推進しなければならない。

このため、防災人材を育成し、地域の自立・持続可能な防災対策を実施していく。

その際、自然災害対策室を運営しており、ノウハウが蓄積された三重大学との連携は不可欠である。そこで、この地域再生計画の目指す目標を、「大学と連携した自立・持続可能な災害に強いまちづくり」とし、住民主体の防災取組により、人々が生き活きと暮らし、県内地域の隅々まで防災文化が行き渡り、次世代に受け継がれていくという社会の実現を目指す。

〔目標1〕「さきもり」の育成数

平成20年度 0人 → 平成25年度 40人

〔目標2〕「聴講コース」受講生数

平成20年度 0人 → 平成25年度 120人

〔目標3〕「みえ防災コーディネーター」(注1)の育成数

平成20年度 200人 → 平成25年度 400人

〔目標4〕「地域防災ネットワーク」(注2)の構築

平成20年度 5地区 → 平成25年度 9地区

※「さきもり」、「聴講コース」については、5-3-1参照

(注1):「みえ防災コーディネーター」

地域の防災活動経験者や企業防災担当者等がさらにレベルアップをはかるための講座を開設し、これらの人達が、平常時は地域や企業で防災リーダーとして幅広く啓発活動を行い、災害時には公的な機関と協働して復旧・復興を支援するもの。全32講座とし、26講座以上履修した者を「みえ防災コーディネーター」に認定している。

(注2):「地域防災ネットワーク」

地域が主体となった「知る」「備える」「行動する」という防災活動が一層活発になるよう、多様な主体からなる防災ネットワークを構築し、地域特性を踏まえた防災対策を検討・実践していく。

このネットワークの構築については、市町、防災関係機関、自主防災組織、ボランティア団体、企業等多様な主体による連携とし、幅広く住民に参加を求めている。

## 5. 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

県では、三重大学を行政の指南役と位置づけ、防災対策の各種事業及び委員会等にお

いて支援を受けるとともに、「災害時要援護者の避難対策に関する調査研究」、「海岸利用者の避難対策に関する調査研究」、「帰宅困難者対策及び防災に関する県民意識調査」、「地域防災力向上のための企業防災の促進・民間活力の活用に関する調査研究」等、実践的な共同研究により幾多の成果を上げてきている。

そこで、三重大学は、ノウハウを最大限に生かした各種の人材育成事業を展開することにより、持続可能な災害に強い地域づくりとともに、「地域の知の拠点」としての地域貢献を果たす役割を担うものとし、県はそのための支援を行う。

#### 【県内の各大学と連携した施策及び事業】

##### (1) 三重県防災事業推進懇話会

三重県の行う防災対策、とりわけ地震対策の各事業について、産学官民の委員に様々な角度からの意見を求め、今後の施策に反映させている。

##### (2) 高大連携震災ボランティア

鈴鹿・亀山地域の高校及び大学が、災害時の支援・復興に取り組む人材を育成するため、県が支援し、地域社会と連携しボランティア活動のネットワークを構築している。

##### (3) 「地域の知の拠点」連携・創造プログラム

県内大学等高等教育機関との連携を強化し、県民の地域活動への参加や地域の課題解決につながる取組を支援する講座やセミナーの開催に取り組んでいる。

#### 【三重大学との連携】

##### (1) 「防災交流センター」の活用

県民を対象とした防災に関する公開講座や防災公開講義・講演等を開催する「防災交流センター」を活用する。

##### (2) 「創造開発研究センター」の活用

産学官の拠点として連携戦略を展開し、地域の発展に寄与している「創造開発研究センター」を活用する。

##### (3) 「防災ネットワーク人材交流センター」の活用

大学で実施される、多様な主体による防災ネットワークの構築や市町の防災塾の開講、防災コーディネーターの育成等の支援を行う。

##### (4) 「防災教育支援プログラム」の実施

耐震に係るプロセスの学習やコンテンツの開発研究の支援を行う。

##### (5) 「地域再生人材創出拠点の形成プログラム」の実施支援

三重大学が実施する、行政や企業、地域において主体的な減災・防災活動を行う「美し国・三重のさきもり」の育成に対する支援を行う。

このため、県では受講対象となる市町職員、防災関係機関、消防団員、自主防災組織リーダー、企業防災担当等への事業の周知を行い、県職員の講師派遣や県作成の調査データ・啓発資料等の提供を行う。

また、本事業で育成した人材を、地域や企業、ボランティア組織等の防災コーディネーターや防災啓発事業の講師として、また、県及び市町職員の補完的な役割を

担うアドバイザーとして派遣することとし、地域の防災力向上の一端を担う人材として位置づける。

### 【多様な主体との協働の構築】

大学等が育成した人材が市町や地元企業、NPO団体をはじめとする地域社会で広く活動することは、地域が活性化し、地域の防災力が向上することにつながる。

そこで、災害に強いまちづくりに向けて、県が大学と協働し、地域の防災リーダーを育成し、これらの人的資源が防災に関わる様々な場を舞台に活躍できる環境を整備する。

そのために、県としては、市町や地元企業、NPO団体等、多様な主体とのコーディネートを図ることとする。

#### (1) 市町との協働

市町が実施する防災塾や防災ワークショップなど、住民参画の防災事業を支援する。

#### (2) 地元企業との協働

県内企業に対する防災力診断を実施するとともに、商工団体と共催による防災講座を実施し、地元に着目した企業が災害時に救援等の地域貢献が可能となるよう、企業の事業継続計画の策定などの防災力向上を支援する。

#### (3) NPO団体等との協働

防災ボランティア団体や社会福祉協議会等との連携により、災害時のボランティア活動のコーディネート体制を確立する。

## 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

## 5-3 その他の事業

### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取組

科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（文部科学省）

○ユニット名：「美し国おこし・三重さきもり塾」

○ユニットの主体：三重大学

○連携する自治体：三重県

行政や企業、地域において主体的な減災・防災活動を行う「美し国・三重のさきもり」を育成する。

育成の対象は①企業・行政の防災担当者、②地域住民、③各研究科修士課程在籍者で、「さきもりコース」では①、②を工学研究科の科目等履修生とし、③は新設科目を履修させる。また、「聴講コース」を併設する。

なお、「さきもりコース」では具体的な活動に対応する実践的な教育を行い、新設科目10単位の取得と研究成果報告書により到達レベルを判断する。

「聴講コース」では新設科目の一部の履修により到達レベルを判断する。

育成人数は「さきもりコース」が3年目で20名、5年目で40名。「聴講コース」は3年目で60名、5年目で120名とする。

「さきもりコース」修了者は、企業・行政・地域での減災・防災活動の企画立案・運営・教育啓発・実務等を行い、「聴講コース」修了者は運営や実務を行うこととする。

計画期間終了後は、大学と県・市町等が協働で本ユニットでの人材育成を継続し、修了者による交流・活動の場として NPO 法人等を発展的に形成する。

#### 5-3-2 地域再生基本方針に基づく支援措置によらない取組

該当なし

#### 6 計画期間

認定の日から平成26年3月まで

#### 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

育成した人材が、各地域等において機能的な活動を展開していく必要があるため、市町や三重大学等と連携し、地域のニーズの把握や活動の場の提供を行っていく。

三重大学が地域と協働した研究開発や実践活動の実績については、「防災交流センター」、「創造開発研究センター」、「防災ネットワーク人材交流センター」がそれぞれ取り組む、地域と連携した活動を把握するとともに、「防災教育支援プログラム」及び「地域再生人材創出拠点の形成プログラム」により実施され、地域と連携して継続的に取り組まれている実践活動について評価する。

また、それぞれの実践活動が三重県における減災目標にどの程度寄与したかの効果測定も行う。

#### 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし